

| | | | | |
|-------------|----------------|------------------------------|--------------|------------------|
| 佐木武 第17号 | 平成16年 7月22日 | 変更前 武雄市武雄町大字武雄 4167番地2 | 武雄林島森林 組合 | 代表理事組合 長 松尾敏武 |
| | | 変更後 " | " | " 長 浦 茂 |

●佐賀県告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第一一十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をす。

平成十六年八月四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 保安林の所在場所
- 二 指定の目的
- 三 指定施業要件

落石の危険の防止

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることがやき立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第一一十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するため、次の森林を解除予定保安林とする。

平成十六年八月四日

佐賀県知事 古川 康

(一) 保安林として指定された目的

風害の防備

解除の理由

指定理由の消滅のため

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東松浦郡呼子町大字大友字畠ヶ田八四五三の一

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅のため

●佐賀県告示第五百二十一号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年八月四日

佐賀県知事 古川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

(一) 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

● 佐賀県告示第五百一十一号

次の区域を保安施設地区の予定地とする。農林水産大臣からの通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年八月四日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱三十二号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すところとする。）

東松浦郡厳木町大字浦川内字上中原一一八、一一九、一一一回の1、一一一六、一一八地先、一一九地先、一一一四の一地先

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに厳木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により

次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年9月22日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年8月4日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年7月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人宅老よりあいひまわりの会

(2) 代表者の氏名 伊藤美智子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀郡東与賀町大字田中572番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は高齢者やその家族の方が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らしていくよう、宅老所を中心に、高齢者の痴呆症・寝たきりを予防する事業等を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により

次のとおり公 告する。

関係書類は、平成16年9月21日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年8月4日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人NPO慧燈
(2) 代表者の氏名 調 寛雅

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦816番地イ

(4) 定款に記載された目的

この法人は、タイ国およびミャンマー国その他周辺諸国にたいして、奨学金の授与や日本語学校の運営などをを行うことによって、日本とアセアンの和平の推進に寄与することを目的とする。

(4) 定款に記載された目的

この法人は、近い将来の市町村合併を前提に、嬉野町や嬉野温泉の名声を後世に伝え残し、将来の新市の発展に寄与できる催事を実施することともに、自らの地域におけるそれぞれの催事に対し、登録制度を設け、登録された催事については、共同の企画、広告宣伝、資材管理、開催に伴う相互

協力などに対し総合的な助言と支援を行い、地域の伝統継承と地域住民の福祉向上や産業や観光の振興に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成16年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人NPO慧燈
(2) 代表者の氏名 調 寛雅

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦816番地イ

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条

第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年8月4日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス佐賀北茂安店
三養基郡北茂安町大字白壁1029番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社
代表取締役 榎本 昌譽

平成16年8月4日

佐賀県知事 古川 康

東京都台東区上野七丁目14番4号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

宮崎市新栄町33番地

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年3月6日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,219平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物外平面駐車場（建物北側、東側及び南側） 106台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 13台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北東側 25.2平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内北側 10.1立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

イ 来客駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物南側 2か所

建物北側 1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後10時まで

2 届出年月日
平成16年7月5日

3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間
平成16年8月4日から
平成16年12月3日まで

4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、伊万里市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保特に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年8月4日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ伊万里駅前店
伊万里市新天町字中島480番1 外

2 届出の内容

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

伊万里市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年8月4日から

平成16年9月3日まで

平成16年8月5日から平成16年9月1日まで

3 縦覧の場所

北茂安町役場

県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）杵島北部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年8月4日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ほ場整備）北茂安中部地区の計画を変更したので、土地

改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87
条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成16年8月5日から平成16年9月1日まで

3 縦覧の場所

北方町役場及び大町町役場

平成15年3月23日県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）中村・五町田
地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2
第3項の規定により公告する。

平成16年8月4日

佐賀県知事 古川 康

平成15年3月10日県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）江福地区の工
事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の
規定により公告する。

平成16年8月4日

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ほ場整備）北茂安中部地区の変更後の土地改良事業計
画書の写し
- 2 縦覧の期間

- 2 縦覧の期間

○選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会知示第四十四号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十六年八月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一日時 平成十六年八月六日 午後四時

二 場所 佐賀県自治会館大会議室

三 議題

(一) 海区漁業調整委員会委員選挙について
(二) その他

○正誤

平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第六号中訂正

| 頁 | 箇 所 | 認 | 正 |
|----|---------|----------|----------------|
| 12 | 上から九行目 | 相続 合併 | 相続 合併 分割 |
| | 下から11行目 | 合併 | 合併又は分割 |

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年八月四日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日